

21 執行部の反問権

【21-1】執行部の反問権の規定状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 272	116 (42.6%)	61 (22.4%)
5~10万人未満 256	111 (43.4%)	67 (26.2%)
10~20万人未満 155	61 (39.4%)	36 (23.2%)
20~30万人未満 46	13 (28.3%)	9 (19.6%)
30~40万人未満 28	5 (17.9%)	9 (32.1%)
40~50万人未満 22	8 (36.4%)	7 (31.8%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	11 (55.0%)
全市 814	320 (39.3%)	201 (24.7%)

【21-2】執行部の反問権の根拠規定

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 177	149 (84.2%)	10 (5.6%)	14 (7.9%)	4 (2.3%)
5~10万人未満 178	135 (75.8%)	12 (6.7%)	27 (15.2%)	4 (2.2%)
10~20万人未満 97	77 (79.4%)	5 (5.2%)	10 (10.3%)	5 (5.2%)
20~30万人未満 22	18 (81.8%)	0 (0%)	3 (13.6%)	1 (4.5%)
30~40万人未満 14	10 (71.4%)	0 (0%)	4 (28.6%)	0 (0%)
40~50万人未満 15	11 (73.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (16.7%)
指定都市 12	11 (91.7%)	0 (0%)	1 (8.3%)	0 (0%)
全市 521	416 (79.8%)	28 (5.4%)	60 (11.5%)	17 (3.3%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している521市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-3】執行部の反問権の行使状況

(平成29年1月1日～12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 272	51 (18.8%)
5～10万人未満 256	48 (18.8%)
10～20万人未満 155	34 (21.9%)
20～30万人未満 46	5 (10.9%)
30～40万人未満 28	6 (21.4%)
40～50万人未満 22	4 (18.2%)
50万人以上 15	3 (20.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)
全市 814	154 (18.9%)

【21-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(平成29年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 51	48 (94.1%)	15 (29.4%)	1 (2.0%)	0 (0%)	0 (0%)
5～10万人未満 48	45 (93.8%)	15 (31.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
10～20万人未満 34	31 (91.2%)	12 (35.3%)	1 (2.9%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 5	5 (100%)	3 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 6	5 (83.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 4	3 (75.0%)	3 (75.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33.3%)
全市 154	141 (91.6%)	53 (34.4%)	3 (1.9%)	0 (0%)	1 (0.6%)

各割合は、執行部の反問権を行使した154市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-5】執行部の反問権を行使した対象

(平成29年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 51	16 (31.4%)	1 (2.0%)	0 (0%)	44 (86.3%)	3 (5.9%)
5～10万人未満 48	18 (37.5%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)	41 (85.4%)	1 (2.1%)
10～20万人未満 34	13 (38.2%)	2 (5.9%)	0 (0%)	25 (73.5%)	2 (5.9%)
20～30万人未満 5	4 (80.0%)	0 (0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)
30～40万人未満 6	2 (33.3%)	0 (0%)	1 (16.7%)	4 (66.7%)	0 (0%)
40～50万人未満 4	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)
50万人以上 3	1 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (66.7%)	0 (0%)
指定都市 3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)
全市 154	58 (37.7%)	7 (4.5%)	4 (2.6%)	123 (79.9%)	10 (6.5%)

各割合は、執行部の反問権を行使した154市の人口段階別の市数を基準としている。